

## 平成 29 年度第 1 回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：平成 29 年（2017 年）4 月 14 日（金）

10：00～12：00

場所：市役所 3 号館 3 階 302 会議室

【出席委員】牛山委員、志村委員、安藤委員、小倉委員、神田委員、工藤委員、島崎委員、竹永委員、田中委員、渡邊委員

【欠席委員】なし

【事務局】沼田副市長、市民部 室井部長、小澤課長、馬淵係長、柿沼主任、安陪、長谷川

【傍聴者】1 名

### <配付資料>

- 資料 1 横須賀市市民協働審議会 委員名簿
- 資料 2 専門部会の設置について
- 資料 3 市民協働推進関連事業の概要
- 資料 4 平成 29 年度市民協働審議会開催スケジュール（案）
- 資料 5 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて
- 資料 6 市民公益活動に対する助成制度 他自治体の状況
- 参考資料 横須賀市市民協働推進条例・同施行規則

### <議事内容>

#### 1 開 会

会議の成立。（委員 10 名中、10 名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

#### 2 委嘱状交付及び委員紹介

沼田副市長より、全委員に委嘱状を交付。

全委員から氏名、所属等を自己紹介。

#### 3 副市長挨拶

沼田副市長より挨拶。

#### 4 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

工藤委員より、事務局からの提案を求められ、事務局が牛山委員を推薦。

全委員から牛山委員を委員長とすることについて承認された。

牛山委員長が、志村委員を委員長職務代理者として指名した。

## 5 専門部会の設置及び専門部会委員の指名について

- 事務局 (資料2を説明)
- 牛山委員長 専門部会の設置については、事務局案のとおり3つの専門部会を設置するという進めて良いか。
- 全委員 異議なし。
- 牛山委員長 それでは、個々の専門部会の委員を選任していきたい。市民協働推進条例施行規則に委員長が指名によると定められているが、もし事務局で腹案があれば示していただきたい。
- 事務局 (「横須賀市市民協働審議会 専門部会(事務局案)」を配布、説明)
- 牛山委員長 特段のご意見等がなければ事務局案のとおり指名したいと思うがいかがか。
- 全委員 異議なし。

## 6 事務局説明事項

### (1) 市民協働推進関連事業について

- 事務局 (資料3を説明)
- 牛山委員長 ただいまの事務局の説明について、質疑等あるか。
- 全委員 特になし。

### (2) 平成29年度の市民協働審議会開催スケジュールについて

- 事務局 (資料4を説明)
- 牛山委員長 特段のご意見等がなければ事務局案のとおり進めたいと思うがいかがか。
- 全委員 異議なし。

## 7 審議事項

### ・市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

(事務局室井部長、牛山委員長、諮問書手交。)

- 事務局 (資料5、資料6を説明。)
- 島崎委員 制度を二本立てにしなければならなかった経緯があるのでは。その狙いを考慮せず見直しを実施して良いのか。
- 事務局 順序としては、市民協働推進補助金が先にできており、平成14年度に市の一般財源を原資として制度を開始した。その後、審議会からの提言を受け、平成20年度にNPO支援基金を設立。基金に積み立てた寄附金の使い道として、まずはNPO法人に限定して補助金を交付していこう、という議論がされ、平成21年度に特定非営利活動法人補助金制度を開始した。ただ、基金設立当初から、ゆくゆくはNPO法人だけでなく多くの市民公益活動団体へ広げては、という議論もされており、実際に、現在では市民公益活動ポイント制度などにも使い道

が広がってきている。

NPO 支援基金は、平成 29 年度から基金への寄附と同額を市の予算からも積み増しするマッチング方式が導入され、平成 30 年度からは両補助金の財源が同一になる。どちらも事業の内容について審査しているという点で、NPO 法人のみを支援する必要があるのかと考えた。

志村委員 寄附文化を定着させていく必要がある、という前委員長の考えが原点にある。初動の団体には税金で安定的に補助し、そして、一定の成長をした団体には、自立性・自主性といった観点で、税金に頼らず市民の寄附で支えていこう、というところからスタートしている。両方の仕組みを並行することで、税金の負担を減らしながら安定した形で運営をしていくことが望ましい、という思いがあった。寄附文化の促進と、市民の活動を市民の寄附で支えていく、という啓発の部分は残しながら統合していくのがよいだろう。

牛山委員長 あらたな補助制度となった場合、上限額が 30 万円となり、これまで 50 万円規模でできていた事業が縮小になるということか。

事務局 これに関しては審議会から何度も意見をいただいております、議論の余地はあると思う。できるだけ多くの団体へ補助金を交付するため上限額を引き下げたほうがよい、との意見もあれば、審査で査定すればよいので上限額は現状を維持したほうがよい、との意見もある。他市では 30 万円を上限額とする市が多いことと、過去の市民協働推進補助金の交付実績が 1 団体あたり平均 20 万円程度であることから、今回の提案をさせていただいた。

牛山委員長 資料 6 に記載されている自治体の選定基準は。

事務局 関東地方の中核市及び中核市移行を検討している市で、かつ、基金を補助金に充当している市である。

小倉委員 平成 29 年度の市民協働推進補助金の審査結果をみると、補助額が 40 万円、50 万円の団体もある。また、全応募団体に補助金がでており、予算額を大幅に超える申請があるために、仕方なく上限額を引き下げるといったものではないように思う。

事務局 平成 29 年度は、平成 28 年度に比べ応募団体数が減少したため、ほとんどの団体に希望額どおり交付できることになった。しかしこれは、平成 28 年度の査定が厳しかったことで、団体側から敬遠されたものと思われる。応募総額や団体数に影響されるため、年によって差がでる。平成 28 年度については、応募額の多寡に関わらず全ての団体について希望額から減額している。

牛山委員長 仮に、上限額を引き下げたとして、応募団体数が減少した場合には、予算が余ることもあり得るとのことか。

事務局 その可能性はある。ただ、特定非営利活動法人補助金の一般寄附分は、現状の上限額が 10 万円であるので、そこに申請してきていた団体にとっては枠が広がることになる。

志村委員 初動の団体であっても上限額 50 万円という設定は、関東圏で比較すると破格。この設定はどのようにでてきたのか。

事務局 当初、市民協働推進補助金は、上限額 10 万円書類審査のみの「はじめの一

歩」と上限額 50 万円でプレゼンテーションを課す「ステップアップ」の二段階に分かれていたからだったと思う。

安藤委員 作文力のある団体が審査で優位になり、書類を書くこと自体に抵抗があるような新規団体が入ってこられない現状があるので、今回の具体案は良いと思うが、二段階の形から現在の形になった経緯は、概ね最初の形に戻すということではないのか。

志村委員 書類のみの審査ではよくわからないため、初動の団体であっても全団体にプレゼンテーションを実施してもらい、審議会委員が内容をわかったうえで査定をしたい、ということだったと思う。全団体にプレゼンテーションを課したうえで、そこでまだ差を残してもよかったのかもしれない。

牛山委員長 現時点では、事務局からは二段階の仕組みにするかどうかといった具体的な提案はしていない、ということの良いか。

事務局 その通り。審議会のなかでご議論いただきたい。

志村委員 実際に審査してみるとわかるが、同じ 50 万円の申請であっても、自己資金率はさまざま。もらえるのであればもらっておきたい、というような団体もあれば、誠実に刻んで計算してきている団体もある。規模の大きな事業に 50 万円交付するのではなく、初動の団体に 10 万円ずつ補助金を交付したい、という思いもあるが、そういった審査基準を設けることは難しい。上限額を 30 万円に引き下げるならば根拠がほしい。

牛山委員長 現状の自己資金率 20 パーセントを、例えば 50 パーセントくらいに引き上げれば、とりあえずもらっておこう、ということは防げるのでは。

志村委員 資料 6 をみていると、市によって採択件数にばらつきがある。そもそもどれだけの応募があり、この予算規模になっているのか。その市にどれだけの市民団体の登録があるかも関係してくる。例えば、上限額を示さずに募集するという方法もひとつかもしれない。性善説ではあるが、そうすることで自分たちに必要な額の申請をしていくことになり、もらえるものはもらっておこうという団体はなくなるのでは。

安藤委員 平均交付額にあわせて限度額を引き下げる、という提案は審査をしている側としては乱暴に思える。審査において、団体の趣旨についてはしっかり精査しているが、予算の審査は少し甘くなっているところがある。長時間にわたる審査で大変ではあるが、もう少し予算を精査すべきとも思う。また、応募団体が固定化しているため、広報よこすかとは違う広報手段を検討する必要があるのでは。補助金を二段階にすることは賛成。これから始める人が簡単に参加できる入門編があることはよい。それも含めて PR の方法を考えていく必要がある。

牛山委員長 両補助金の使途に差はないのか。

事務局 市民協働推進補助金と特定非営利活動法人補助金の一般寄附分は、どちらも事業費補助であり、差はない。

志村委員 かつて特定非営利活動法人補助金は、申請団体に対して均等配分していた時期があった。審査により交付団体を決定する市民協働推進補助金と、NPO 法人からの希望に応じて寄附を均等配分する特定非営利活動法人補助金の 2 つが、ど

ちらも審査になってしまったことも棲み分けが分かりにくくなった原因かもしれない。そこを整理するという意味では今回の見直しは明快でよい。

神田委員  
事務局

県内で基金を原資として補助制度を行っている自治体はないのか。規模の異なる自治体であればある。しかし、本市のように一般財源と基金で用途を分けている自治体はあまりないと思う。また、資料6の自治体では、本市のようにNPO法人に限定した補助制度を有する市はない。

牛山委員長

杉並区などはNPO法人に限定した登録制の補助制度を持っていたと思う。東京都は神奈川県と比較するとNPO法人数も間違いに多いため、それでもよいのかもしれないが、やはり市町村の場合、NPO法人に限定すると範囲が狭くなってしまう。

工藤委員

一本化することは、市民側からみるとわかりやすくなってよい。応募しやすくなることで応募団体数の増加につながるかもしれない。ただし、以前から議論になっているが、公益活動の定義をさらにしっかり議論していかないとクレームの原因になる。申請回数に3回までの制限があることはよいが、その後、継続的に事業をできているかも見守らないと、補助金ありきで終わってしまうのでは自立性に結びついていかない。公共性が高い事業については、つくば市のように「市の事業として継続する必要性が高いと認められた事業について、審議の上、負担金を交付する」といった仕組みも考えていくべき。

田中委員  
事務局

公共性の高い事業は、委託事業として継続していくこともあるか。市民協働推進補助金を足がかりにして、事業内容と関わりの深い市の部局との関係性ができ、委託事業に発展していくことはある。

田中委員

それをバックアップできる仕組みを検討していければよい。広報や場所の提供、後援など、金銭的支援以外の形での応募もできるような仕組みも加わっていくとよい。

志村委員

活動報告会後の意見交換では、技術的な支援や場所の支援などについても意見としてあがってきている。広報してもらえたことで参加者も増えたなど、市に認められたことが大きいという声も多い。市がお墨付きを与えるというか、評価をしていく仕組みがあれば、応募の形から協働の形へ進んでいくことになると思う。同時に市の各部局への顔つなぎも必要だろう。類似した団体の先行事例を教えてほしい、といった声に対する対応を、サポートセンターだけでなく、市側でもできるとよい。小さくても継続的にやっていくべき事業をずっと補助金でやるのではなく、うまく市の事業にシフトしていくシステムが必要である。そうなったときに、事業費予算が30万円になるか、50万円になるか、ここで補助金の上限額が関係してくるかもしれない。あるいは、研究的にこのあと市の事業としてやっていくと、こうなると思う、といった実験報告書などを示すことで市側が興味を示してくれるような上手な方策があるとよい。

牛山委員長  
事務局

すべてマッチングファンドにしていくということだが、寄附金が少なれば基金が減っていくことになるのか。寄附額によって補助金の予算総額が変動することは制度として好ましくないため、予算額は一定に保つことで財政当局と調整を行っている。寄附が少ない年

は一般財源から拠出する。

- 牛山委員長 平成 28 年度の寄附額にあてはめるとどうなるのか。
- 事務局 寄附額 400 万円のうち、一般寄附 300 万円分を市からも同額拠出することになる。
- 牛山委員長 仮に、平成 29 年度にあらたな補助制度を実施するとしたらどうなるか。
- 事務局 基金へは 700 万円積み立てることになるが、一般寄附額と市拠出額をあわせた 600 万円が、あらたな補助制度や市民公益活動ポイント制度などへ使えるというイメージ。
- 渡邊委員 特定非営利活動法人補助金に団体希望寄附とあるが、団体に直接寄附せず、市を通すのはなぜか。
- 事務局 市を通すことで寄附者に税制優遇措置がある。NPO 法人に寄附しやすくするためのインセンティブとして機能すればということで設けている。ただ、市から団体へ補助金として交付する以上、用途を書類で提出いただき、審議会で審査することになる。団体・分野希望寄附分の補助金については、特定の団体や分野を支援したいという寄附者の思いを尊重するため、見直し後も継続していく考えである。
- 牛山委員長 本件については、本日の意見を踏まえ、次回の審議会で事務局から修正案を提示いただき、検討を重ねていくということで良いか。
- 全委員 異議なし。

## 8 その他

室井市民部長からの挨拶と、事務局から現在日程の確定している審議会開催予定日に関する事務連絡。

## 9 閉 会